

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

住民が主人公の運動をひろげるとき
.....羽根克明(2)

スウェーデンからの便り

スウェーデンと日本の若者の生活は
どこが違うか.....猿田正機(4)

愛労連・労働相談110番の年間集計結果
.....(8)

おかしいぞ！団体生命保険

近藤裁判・勝訴、支援ありがとうございました
.....(10)

東海地方の主な経済指標(12～2月)
.....(15)

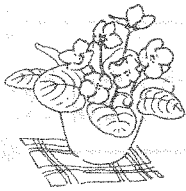
研究所便り(16)



● 第88号

○ 2001年3月15日

愛知労働問題研究所



住民が主人公の運動をひろげるとき

羽根 克明

蒲郡市で、定期昇給1年ストップ・給与など3年3%カットを強行

2月16日はこの冬でもとりわけ寒い日だった。蒲郡市役所に隣接する公園に1000人を超える県下の自治体労働者が集まり、決起集会が行われた。蒲郡市職の本庁の女性組合員たちがテントのなかで豚汁をつくり、参加者に振る舞った。寒さが身にしみるなかで、身も心も温まるもてなしであった。参加者は集会終了後、市庁舎を人間の鎖でとりまき、シュプレヒコールをくり返し当局に抗議した。

蒲郡市当局が職員組合に対して、市財政が危機的状況にあるので、「市職員の定期昇給を1年ストップする。そして今年の4月から3年間職員の賃金・調整手当・一時金の3%をカットする」と唐突に提案してきたのは昨年末のことであった。

蒲郡市当局、財政危機の原因と責任をあきらかにせず

その理由は「各種補助金をカットする、上下水道料の値上げを行うなど市民にもガマンしてもらうから職員にもガマンしてもらう」というものであった。それは市財政がなぜ危機的状況に至ったか、その原因と責任はまったく明らかにされず、しかも財政再建の見通しも展望も示されないものであった。

この手法は、愛知県のやり方とそっくりである。蒲郡市は、前市政時代から競艇事業収入に頼り、この数年間、大塚リゾート開発のラグーナ蒲郡や春日浦分譲地など巨大な埋立事業、市民病院移転、クリーンセンター、情報ネットワークセンター、連続立体交差など大型公共事業に湯水のごとく税金をつぎ込んできた。借金は平成3年度の3.5倍の590億円にも達している。

大型公共事業偏重の行政運営が「財政危機」をつくりだす

いま景気対策と称したムダな大型開発や大型公共投資事業が、政府の主導によって全国津々浦々ですすめられている。この愛知県でも深刻な財政危機にもかかわらず、愛知万博や中部新空港など、ゼネコン奉仕の大型公共事業をなりふり構わず強行しようとしている。しかも県民のくらし・福祉・医療・教育にかかわる補助金は大幅にカットする、県職員の賃金も3年にわたって大幅に削る。そして多額の借金は、のちのち県民が負担するわけで、もっぱらその犠牲を県民と自治体職員におしつけている。

しかし同様な事態は蒲郡市にもみられるように、ほとんどすべての自治体で程度の差こそあれ起こっている。財政危機や「効率的行政」をデコに職員定数の削減、賃金

制度の改悪、学校給食や病院給食の民間委託、清掃事業の委託、保育所の統廃合などなどであり、いずれの場合も本質は住民生活への攻撃である。ここに私たちが住民の方々と共同できる条件が大きく広がっている。地方財政危機をもたらした最大の原因は自公保政権やオール与党体制のなかですすめられてきた財政力を無視した大型公共事業偏重の行政運営にある。

市町村合併のおしつけ・政府のいいなりになる自治体づくり

今一つ地方自治にかかわって重大なことは、上から押しつけようとしている市町村合併である。政府・与党は、全国約3,200の自治体を将来は300に、そして当面は1,000にするとし、強引に市町村合併をすすめるようとしている。

すでに合併推進のための補助金制度が創設されているし、人口4,000人以下の町村への地方交付税増額補正措置を削減している。合併するところには補助金をだすが、合併しないところは地方交付税を削るという、アメとムチでなりふり構わない。

この3月までに全国すべての都道府県で「市町村合併推進要綱」が策定される見通しだ。愛知県は昨年12月に推進要綱を発表した。その中で42の合併パターンを示し機運あおっている。県下88自治体すべてがこの合併パターンに組み入れられており、「合併特例法」が2005年までの時限立法であることから、こんご急ピッチで全県的にすすめられるであろう。

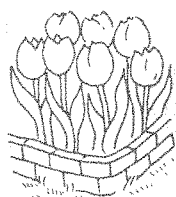
このような地方自治の形骸化と、政府のいいなりになる自治体づくりがすすめられようとしている今日、私たち自治体労働組合の運動と役割はきわめて大きい。地方自治の担い手として地域に根ざして、住民のみなさんとの共同をすすめる、地方自治と住民自治をまもり発展させる運動を決意新たにすすめる必要がある。

大型公共事業偏重のオール与党政治に批判が高まる

おりしも4月には名古屋市長選挙がたたかわれる。いま、中央直結の大型公共事業偏重のオール与党政治に住民の批判が高まりつつある。昨年行われた長野県知事選や栃木県知事選で、大型開発や大型公共事業に批判的な候補者が自民党を軸としたオール与党候補を打ち破って当選したことは記憶に新しい。とりわけ長野の田中康夫知事は、これまでの官僚県政がすすめてきたいくつかのダム建設計画などの凍結や中止を決め、先月(2月)には「脱ダム宣言」を発表した。田中知事への県民の支持率は実に8割を超えており、自民党などの推進勢力もうかつに手が出せない状況をつくりだしている。

この名古屋でも4月22日には私たちの市長を誕生させたい。

(はね・かつあき／当研究所理事・自治労連愛知県本部委員長)



スウェーデンと日本の若者の生活はどこが違うのか

猿 田 正 機

スウェーデンではすべての男女が働くのが常識

今日は、スウェーデンと日本の若者の経済生活はどこが違うのか、少し書いてみたいと思います。

まず、話をすすめる前提としてつぎの点に触れておきたい。スウェーデンでは、今では専業主婦という概念がなく、すべての男女が働くのが常識となっており、子ども、失業者と年金生活者以外はほとんど全員が働いている。税金もすべて個人単位で課され、日本のように世帯という概念がない。

また、賃金は欧米一般がそうであるように job wage（職務給・職種給）のため、若いから賃金が特別に安いということはない。ただし、実体はいずれ詳細に明らかにする予定であるが、高齢長勤続者ほど少しずつ賃金が高くなっている企業が多い。とりあえず、今回はそれについては触れない。

家賃をはじめ生活費はきわめて安い

家賃をはじめ生活費はきわめて安い上に、結婚やサンボ(注・1)などパートナーとの共同生活(同棲)により、ワリカンのため半額ですむ。このことを前提として最近、両者で5時間ほどインタビューした男女(パートナー、いずれ結婚する予定というカップル。別々にインタビューに応じてくれた。)の事例を簡単に紹介しつつ、両国の若者の生活の違いについて考えてみたい。二人は大卒の30才前後のホワイトカラー労働者である。

二人の若者・カップルの賃金と生活

二人は、ヨーテボリ(注・2)の街の中心部、アベニューのごく近くにアパートを借りて住んでいる。家賃は7,000 SEK(注・3)(約91,000円)と、ヨーテボリにしては大変高い。ただし、ワリカンなので1人3,500 SEK(約45,500円)である。広さは90㎡弱あるとのことだ。

いま、われわれが借りているアパートの約倍の広さだ。二人で住むには充分過ぎるほどである。30分ほど離れた郊外だと、立派な一軒家が充分借りられる値段である。

賃金はA(女)さんが26,500 SEK(かなりの高給だ!)で、B(男)さんが約21,000

SEKである。合計すると、47,500 SEKで日本円に直すと約617,500円である。これはかなりの高給取りとみてよい。

ちなみに、ブルーカラーの多いナショナルセンターL O (注・4)の平均賃金は、男子19,400SEK、女子16,300 SEKである。ホワイトカラーや技術者の多くなるT C O (注・4)の場合には、男子24,800 SEK、女子18,900 SEKである。そして大卒者が中心となっている。

ナショナルセンターのS A C O (注:4) の場合は、男子31,100 SEK、女子23,800 SEKである。勤めて34年もすると、ほとんどの若者は平均とそれほど変わらない賃金をもらうので、30歳前後でこの平均賃金をもらっていると考えてもそれほど間違いではない。

例外はホワイトカラーや技術者などの一部、とり分け管理職（これらの人々も労働組合員であることも多い）で、最近では査定による「能力給」が導入されており、V O L V OのT C Oの組合員の中にも40,000 SEK 50,000 SEKという労働者も少数だがいる。L Oの平均的な若い男女が共同生活をしているとして、その収入は合計で35,700 SEK、日本円にして約464,100円となる。

税金は高いが、物価は非常に安い

ただし、税金は高く、個人の所得が220,000 SEK以下の場合には地方所得税が約32%のみだが、それを超えると国所得税の20%が加わる。さらに、それに日本でいう消費税・MOMS 25%（ただし、食料費などの日常生活品は12%）が加わることになる。

しかし、先にのべたように、物価は非常に安い。普通に生活している限りは、日本の半分以下と考えてもらってよい。その意味では、消費税が物価を高くするという日本人の常識は誤りである。

ヒアリングをした多くの人が1人2,000 SEK、つまり約26,000円以下の食費で生活している。ただし、この二人の場合には、映画、オペラや音楽が好きで教養・娯楽費に結構使っている。一般の家庭は外食はほとんどしないようである。とくに家族もち。この二人は時どき外食をしている。彼らにとって外食はエンターテイメントであって、食費に分類するものではないということである。ちなみに彼女のほうは日本食が好きだとのことである。

シングルマザーの生活実態

一般市民の生活スタイルは、衣食住は完備しているが、食生活を含めおおむね質素である。シングルマザーの場合などは、賃金が低い場合が多く、児童手当や住宅手当、さらには父親などからの養育費で子どもの生活が守られるようになっている。

子どもの教育費や医療費も無料なので、経済面から子育てが破綻するということは

ないようである。ただし、両親が揃っている場合と比較して、金銭面で苦勞することは否定できないようである。伴侶のいない子育ての孤独も大きな問題だと、オンプズマンの女性は指摘している。

日本の街は若者だけが闊歩している

街を歩いていると、多くの高齢者やハンディキャップをもった人々、移民、さらには乳母車を押した男女に出会う。寒さのなかみんなが黙々と歩いている姿をみると、何も知らない日本人は、若者や中年で溢れる日本の街路と比較して、暗いイメージをもつのではないかとさえ思えることがある。日本の街は元気なものだけが大手を振って歩いているが、未来とは、決して若者だけの未来ではないのだということを考えさせられる。

学費はタダだが、大学生の生活は大変

ただし、大学生の経済生活は必ずしも豊かではない。しかも、少し悪化している。学費はすべて無料で、その上、全員に奨学金が貸与されるが、その奨学金の貸与月数が10ヵ月から9ヵ月に減らされてきている。そのぶん、いままで2ヵ月でよかったside jobの期間が3ヵ月になった。大学生は、勉強するのが本業であるが、スウェーデンの場合には夏のバカンス期間に、労働者が休んでいる間、その代わりに summer job=side jobで生活費を稼ぐようなシステムになっている。

高校を卒業したら、経済的にも親に一切世話にならないのが一般化しているスウェーデンにあっては、大学生にとっては良いアルバイトを見つけられるかどうかは、死活問題である。スウェーデンの大学生は勉強と勤労でけっこう忙しい。いわゆる長い夏休みはない。夏休みにSide jobで職業を経験するという意味もあるようである。日本の学生もアルバイトで忙しい毎日だが、その中味は相当異質のように思われる。

学生は良く勉強するが、大学生活が続けられるかどうかという点からも、あまり単位は落とせないシステムになっている。1セメスター（半期）に、20ポイントのうち15ポイント以上取らないと奨学金を打ち切られるからである。スウェーデンでも、とくに医学部や日本でいう理工学部などは単位を取るのがむづかしく、大変とのことである。

また、学生の不満・不安は奨学金を長い間にわたって返さなくてはならない点である。いま、奨学金の金利は5%である。しかも、返却期間が短くなるとのこと。

多くのスウェーデン人にとって、国民全体への教育機会の平等な提供は大きな誇りとなっていることが、インタビューからも伺えるが、その誇るべき教育システムも1990年以降のバブル経済の崩壊とEU加盟によって、悪化しつつあることは否定できないように思われる。

悪化しているとは言っても、極端に劣悪な日本とは比較するのも恥ずかしいが。この事態に、スウェーデン国民がどう対応していくのか、興味あるところである。

スウェーデンというと、日本では高齢者やハンディキャップをもった人々への対応が主として注目されるが、若者がいかに安心して勉学に励める教育環境をつくるのか、若い男女が共同生活をいかに安定的に送れる生活環境を築くのかは、人間的な社会を築く上での基本ではないかとさえ思える。

子どもたちや若者がしっかりと教育を受け、青年・中年男女がしっかりと社会を支える。それがあってはじめて、乳幼児や高齢者・ハンディキャップをもった人々の生活が支えられるのである。あまりにも当たり前すぎることであるが、この当たり前のことができる国とできない国の差は国民生活の安定にとって決定的であるように思う。

草々

2001年2月24日

注：1. 「サンボ」というのは正式に結婚していないで一緒に住んで生活している人々のことです。子どもがいる場合も多いです。結婚していても、していなくても子どもに対する扱いは同じなので、今では過半数のひとが結婚式をしないで一緒に住んでいるようです。

注：2. スウェーデン第2の都市で、日本で発売されている世界地図などではイエテボリと表示していますが、ヨーテボリの方が現地の発音に近いと思いそのように表記した。

注：3. SEKは、クローナで約13円です。(注：1～3は、メールの問い合わせにたいする筆者の回答)

注：4. スウェーデンの労働組合。全国連合組織(ナショナルセンター)には主要なものが3団体ある。

LO(スウェーデン労働総同盟)とTCO(スウェーデン専門職雇用労働総同盟)の2団体は、それぞれ、前者はブルーカラー労働者を、後者はホワイトカラー労働者の大部分を組織化している。第3の全国組織であるSACO(スウェーデン専門職能団体連合)は、通常、学位保持者である雇用労働者である専門職能別組合によって構成されている。

LOは20組合が加盟。組合員数は退職者も含め230万人で、ブルーカラー雇用労働者の90%を組織している。最大の単位組合は、スウェーデン市部自治体労働組合(組合員数64万人)であり、スウェーデン金属労働者組合(47万人)がそれに次ぐ。LOは、民間部門に働くすべての組合員を代表して団体交渉を行うが、公務部門には直接関与しない。

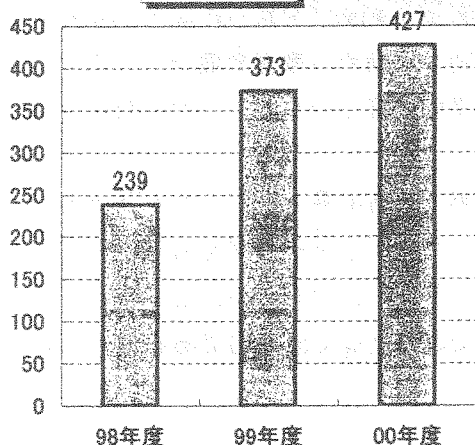
TCOは19組合・130万人。主な加盟単産はスウェーデン産業事務職員・技能労働者組合(SIF・30万人)、教職員組合(SL・19.3万人)、スウェーデン地方自治体職員組合(SKTF・18.5万人)。これらの大組合は「縦断的」産業別労組であって、一つの企業内のあらゆるレベルにおけるすべてのホワイトカラー労働者を組織化している。

SACOは、中等教育に携わる教員や学士取得の技術者で、25組合・30万人。(『先進諸国の労使関係』日本労働研究機構・1994、より)

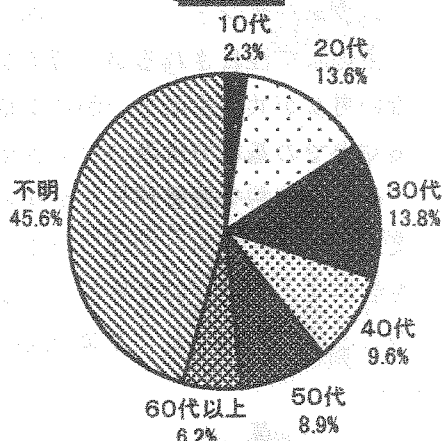
愛労連・労働相談110番の年間集計結果

(件)

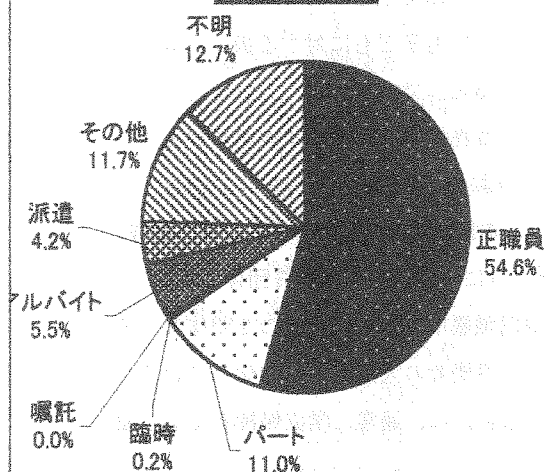
1. 相談件数



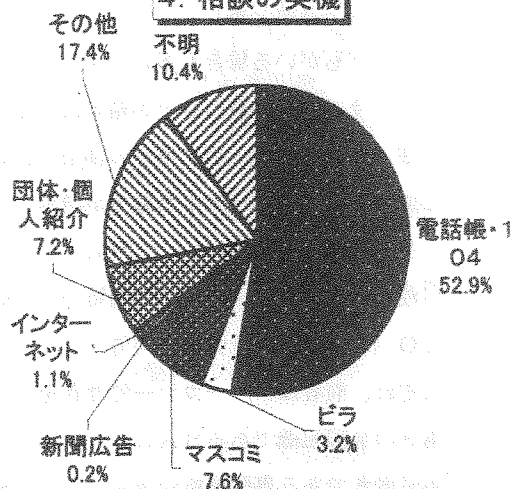
2. 年代



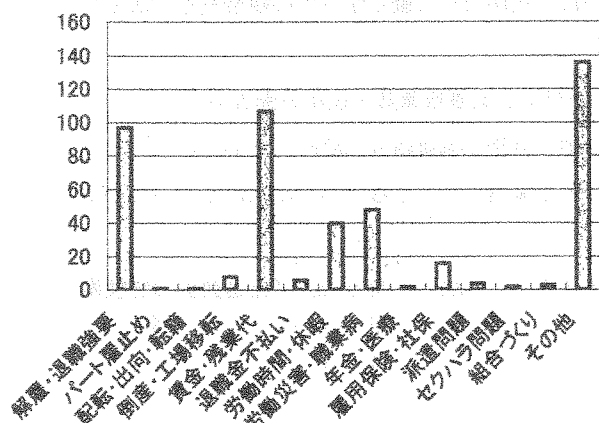
3. 雇用形態



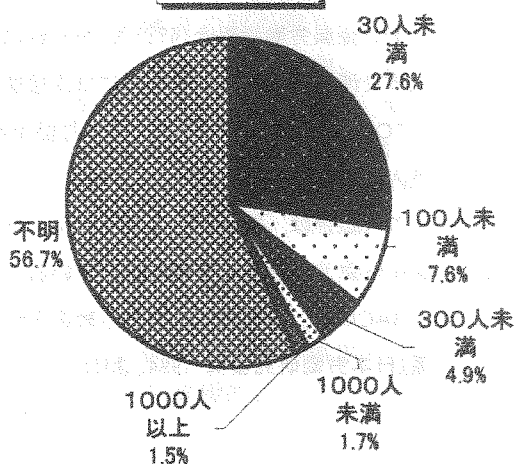
4. 相談の契機



5. 相談内容



6. 従業員数



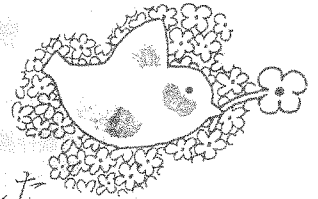
労働相談110番の集計表

2001年1月31日現在

	99年度	00年度	2001年度												年度 合計	年間 合計
			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月					
1. 相談件数	373	427	22	45	51	33	40	38	41	46	32	326	471			
2. 年代	0	4	1	0	0	0	10	0	0	0	1	11	11			
	22	55	2	9	7	4	3	7	5	8	6	49	64			
	14	57	3	5	10	9	5	6	4	4	3	46	65			
	21	30	1	5	5	7	4	6	6	4	2	39	45			
	28	38	0	6	2	2	2	3	7	6	6	34	42			
	15	12	0	1	1	2	16	2	1	1	3	27	29			
	273	231	15	19	26	9	0	14	18	23	11	120	215			
3. 性別	373	427	22	45	51	33	40	38	41	46	32	326	471			
	172	225	13	22	27	19	25	18	15	28	19	173	250			
	184	202	9	23	24	14	13	19	25	15	13	146	214			
	17	0	0	0	0	0	2	1	1	3	0	7	7			
4. 雇用形態	373	427	22	45	51	33	40	38	41	46	32	326	471			
	198	234	11	29	24	24	25	25	16	21	17	181	257			
	39	31	4	2	4	4	2	8	10	9	0	39	52			
							1	0	0	0	0	1	1			
							0	0	0	0	0	0	0			
	18	29	0	3	5	0	2	1	6	1	5	23	26			
	13	21	1	2	2	0	0	0	0	5	1	10	20			
	46	53	3	5	8	3	6	0	4	3	7	36	55			
	59	59	3	4	8	2	4	4	5	7	2	36	60			
5. 労組の有無	373	427	22	45	51	33	40	38	41	46	32	326	471			
	37	44	3	2	4	6	5	9	9	6	4	45	65			
	164	272	13	33	35	18	21	20	16	24	19	186	267			
	172	111	6	10	12	9	14	9	16	16	9	95	139			
6. 相談の契機	373	427	22	45	51	33	40	38	41	46	32	326	471			
	156	249	15	26	33	22	21	23	8	15	19	167	249			
	27	16	0	0	0	0	1	1	0	1	1	4	15			
	15	10	0	0	0	0	0	1	18	7	1	27	36			
	10	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1			
						0	1	2	1	1	2	7	5			
	97	100	6	14	14	6	5	2	5	2	3	37	34			
	68	51	1	5	3	4	4	4	2	7	3	32	49			
7. 相談内容	373	427	22	45	51	33	40	38	41	46	32	326	471			
	113	130	4	17	8	5	5	5	11	9	4	64	97			
	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1			
	5	3	0	0	0	1	1	0	0	3	1	6	8			
	63	72	5	8	12	11	8	14	10	13	11	87	107			
	11	4	0	1	0	0	2	0	1	0	2	6	6			
	24	34	3	3	5	4	3	3	2	5	4	29	40			
	23	45	3	4	6	3	5	3	3	3	3	30	48			
	9	4	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	2			
	8	11	0	1	3	2	0	2	1	2	0	11	16			
	2	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4			
	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2			
						0	1	2	0	0	0	3	3			
	104	114	5	10	16	7	15	9	13	11	5	86	136			
8. 従業員数	373	427	22	45	51	33	40	38	41	46	32	326	471			
	38	128	9	13	17	9	7	12	8	10	10	86	130			
	24	35	1	5	5	4	6	2	1	4	2	29	36			
	17	21	0	4	1	2	2	1	3	4	0	17	23			
	7	12	0	1	2	0	0	0	0	1	1	5	8			
	4	9	0	2	0	0	0	1	0	1	1	5	7			
	283	222	12	20	26	18	25	22	29	26	18	184	267			
9. 組合加入	373	427	22	45	51	33	40	38	41	46	32	326	471			
10. 解決件数	10	53	0	3	1	0	3	93	2	40	1	143	145			
		19	0	2	1	3	3	4	4	2	1	20	28			

おかしいぞ！団体生命保険

近藤裁判・勝訴、支援有難うございました



従業員が過労死すると会社がもうかる——こんな団体生命保険があることを知った住友軽金属で働き、働くものの健康と権利を守る運動に日常的に力を尽くしてきた近藤直太さん（当研究所・所員でもあった）は、保険金は被保険者とその遺族の生活保障という本来の目的どおり運用すべきだと訴えつづけていましたが、96年8月29日、心筋梗塞で急逝しました。勤続30年の近藤さんの遺族が受け取ったのは退職金のほか、会社が特別に支払った葬祭料67万円余だけでした。会社が受け取るはずの保険金6,680万円のわずか1%にすぎませんでした。

「労働者の過労死・在職死亡で会社がもうけるのは許せない」との近藤さん意思を継いで奥さんの弘子さん（港医生協病院勤務）が、まわりの人々の支援を受けて96年11月15日訴訟にふみきったのです。

それから4年余。2001年2月5日、名古屋地方裁判所大法廷において、団体生命保険・近藤裁判の判決が下された。勝利し、一步前進することができました。

裁判を始めてから、30数回の公判をかさね、「10万署名」も [判決日の]前日までに99,500名をこえ、住友本社、金融監督庁、生命保険協会等への東京行動4回。さらに住軽で続発する労働災害をなくす取り組みとして労働基準局、南労基署、住友軽金属及び名古屋検察庁へたびたび要請を行ってきました。

昨年(2000年)秋には住友軽金属関連の9つの闘いを結合する「住軽金9争議支援・愛知連絡会議」を結成したたかひの輪を広げてきた。

判決日には東京を初め県内各地から300名を超す人びとが駆けつけ、マスコミが大きく報道するなかでの勝訴・判決となったのです。

裁判では、団体生命保険を認可した本来の主旨「保険金の受け取り人は遺族」「労働者の命に保険を掛け会社が儲けることは絶対許せない」という原則に立ち返る裁判を求めました。

判決は「保険金の相当部分を遺族に支払う暗黙の合意が成立していた」として、遺族への支払いを認定、また「団体生命保険の性格として、労働者の福利厚生のため」として限定したことは、今までにない前進でした。しかし、遺族への支払額について、保険金総額の6,680万円から特別弔意金額（労働災害で死亡した場合の会社の上乗せ保障金）を何故カット（会社受取）したのかまったく不明であること、さらに残額を何故割り勘（会社半分、遺族半分）したのか、説明もなくまったく理解できない、不公正な部分を残す判決となっています。

この判決は前進部分もありますが、「保険金の受け取り人は遺族」という団体生命保険を認可した本来の主旨からは、まだ距離のあるものとなっています。

労働者の命に保険を掛け、受け取り人を会社とし、会社が儲かる生命保険制度は今日起きている「保険金殺人」を助長し、職場の労働安全衛生を消極的にする。人の命

をお金もうけの手段とするなど、人の命を軽んじ、人間生活の民主的ルールを破壊するものです。

会社は、別掲のような「従業員各位」へとした「判決に関する説明」を社内掲示板に張り出し、判決に従わないことをあきらかにするという態度を示しました（住軽で働く鈴木明男さんが書き写したものの）。

この近藤裁判判決につづいて、3月6日、同じ名古屋地裁で、住軽金で働いていた在職中死亡の3人の男性の妻が起こしていた^本険金支払い訴訟判決が下されました。この判決では「遺族は、保険金から社会的相当額の遺族補償を給付するよう、同社の請求する権利を持つ」と原告の主張の一部を認め、住軽金に支払い命令がだされ、近藤裁判につづく勝訴判決でした。

近藤裁判を支援する会と住軽9争議支援連絡会は、ひきつづく控訴審での勝利にむけたとりくみについて、多くのみなさん方の熱いご支援をよびかけています。

資料:

従業員各位

平成13年2月7日
住友軽金属工業会部式会社
常務取締役 倉成 武文

団体生命保険裁判第一審判決に関するご説明

I はじめに

新聞、テレビによる報道でご承知のとおり、去る2月5日に、Aグループ団体定期保険の受け取りをめぐり、当社元従業員故近藤直太さんのご遺族から名古屋地方裁判所に提訴のあった訴訟の第一審[判決]がなされました

本判決は、ご遺族に保険金の一部の支払いを認めるものであり、会社としてはきわめて残念な内容ですが、これまでの当社の主張と今後の対応について、従業員の皆さんにご理解いただくため、以下のご説明いたします。

II 裁判の概要と判決要旨

1 平成8年8月29日、従業員の近藤直太さんはご病気で亡くなりました。

当時、会社は1人あたり、6680万円の団体定期生命保険（所Aグループ保健）をかけておりました。

この保険をめぐり、平成8年11月15日、名古屋地方裁判所に近藤さんのご遺族から、「保険金を受け取る権利は会社ではなく従業員の遺族にあるので、保険会社は遺族の保険金を支払え」との訴えがなされました。

（注）会社は近藤さんの保険金については留保しており、保険会社より未だ受け取

っておりません。

これに対して会社はこの保険については契約どおり保険金受け取る権利は会社にあると主張してまいりました。

2 この訴えに対し名古屋地方裁判所は、去る2月5日保険金を受け取る権利は遺族ではなく会社にあるが、会社は受け取る保険金の一部約1700万円を遺族に支払えという判決を下しました。

Ⅲ 近藤さん死亡時の保険契約内容と世間の動向

1 当社の保険契約

当時の保険契約は次のとおりです。

保険契約者（保険料の負担者）：住友軽金属工業株式会社

被保険者（保険の対象になる人）：平成7年12月当時在籍の全従業員

保険金受取人：住友軽金属工業株式会社

1人あたり保険金：6680万円

保険者（保険会社、名称は当時）：住友、日本、太陽、協栄、第一、第百、明示、日本団体、日産の各生命保険会社

（注）上記のように、この保険は従業員の皆さんに保険料の負担を強いるものではありません。

2 保険契約の趣旨、理由

会社が、この保険契約をした趣旨、理由は次のとおりです。

(1)業務上のみならず厚生事業等における災害などでの従業員の死亡が多数に及んだ場合を想定し、信用力ある複数の保険会社に分散して保険を掛けることにより、退職金、特別弔慰金など労使協定で定められた遺族補償を確固たらしめるためとともに、後任者の採用、教育諸経費、遠隔地で事故があった場合の救援費用を担保するため。

(2)金融機関としての保険会社との取引関係をより強固なものとし、当社の経営基盤の安定をはかるため。

3 他社の動向

Aグループ保険は、旧大蔵省の認可を受けた正当な保険商品であります。平成7年の調査では、従業員千人以上の大企業の約8割がこの保険に加入しており、決して当社が特別な保険を契約したわけではありません。

Ⅳ 当社の主な主張と裁判所の判断

裁判を通じ当社の主張してまいった主な内容と、これに対する裁判所の判断は次のとおりです。

1 「従業員の死亡により会社が不当な利益を受けている」との主張について

一般にサラリーマンが在職中に死亡する確率は千人あたり2～3人と言われております。

当社でも不幸にして毎年この確率に近い数値で現職の従業員がご病気などで亡くなっておられます。

このような事態にもとずき、会社はAグループ保険契約によって死亡保険金を受け取

ってまいりましたが「会社が負担する保険料」から「受け取った死亡保険金」および「配当金」を差し引いた保険収支は常にマイナスであり決して一部に報道されてあるようにこの保険で会社が肥え太ったという事実はありません。因みに近藤さんが亡くなる以前の10年間の保険収支は次のとおりです。

年度	(単位：千円)					
	払込保険料 [A]	死亡者数 人	受取保険金 [B]	配当金 [C]	小 計 [D=B+C]	保険金収支 [A-B]
S 61	229,196	3	95,250	89,293	184,543	▲44,653
62	247,987	4	131,010	74,848	205,858	▲42,129
63	281,551	5	179,920	61,508	241,428	▲40,123
H 1	331,840	3	107,300	161,108	270,408	▲61,432
2	446,352	2	70,200	306,513	376,713	▲69,639
3	505,169	5	238,500	204,894	443,394	▲61,755
4	697,120	5	261,300	358,153	619,453	▲77,677
5	673,294	7	423,000	199,243	622,243	▲51,051
6	704,040	5	306,000	337,995	643,995	▲60,045
7	647,488	7	385,200	205,927	594,127	▲53,361

(注) ▲は会社持ち出しを示す

2 「保険金を受け取る権利が当然死亡従業員の遺族にある」との主張について

この保険がわが国に導入された当時（昭和9年）の約款によれば保険金の受取人は従業員になっていたと、近藤さんが亡くなられた当時の約款にはこのような規定はありません。

また、1年ごとに更新されるものであり、当該年度の明文化された契約書には前述したように会社は保険料の負担者であり、かつ保険金受取人であることが明記されています。

また従業員の方が不幸にして亡くなられた場合に、会社が従業員のご遺族に支払う退職金等の内容はあくまで「労使協定」によって労使双方の合意のもとに決められるものです。

しかしながら、当社の労使協定において、Aグループ保険の保険金そのものを従業員のご遺族に支払うといった取り決めはなされていないのは、皆さんご承知のとおりです。

3 協定で定められた遺族補償の世間水準から見た妥当性について

労使協定で定められた額の補償では不足だから、保険金を支払えという議論も世間の一部にはあります。

しかしながら、当社の労使協定により定められた退職金、特別弔慰金等の水準は他の同規模の企業と概ね同一水準であり、社会的に相当な金額であるということが出来るものと会社は考えています。

V 第一審に対する当社の対応

この判決は結果として当社の主張が認められず誠に残念であります。また、何故、上記の黙知の合意があると推認されるのか、今般の判決文では理解しにくいものがあります。

三審制をとる司法の場において、当保険の仕組み、保険契約に関する事実関係等について更なるご理解をいただき、納得できる結論を導いて頂くべく、近日中に控訴する考

えであります。

VI むすび

不幸にして一家の大黒柱を亡くされたご遺族と係争関係を続ける事は会社として決して本意ではありません。

また、6680万円という保険金に関しては、その設定にあたりご遺族にお支払いする退職金等のほかに会社としての責任の度合い、遠隔地で事故があった場合の救援諸経費など、予想される様々な事態を念頭に入れたものであるがため一部の誤解を招く額となってしまうかと思われます。

しかしながら、会社としてはご遺族の気持ちに思いを致しつつも、引き続き上記の主張を通じ司法により公正な判断が下され、ご遺族のご理解の元に一日も早くこの裁判が円満に終結する事を望んでいます。

以 上

<参考>現在の保険の付保状況

現在、本件訴訟で取り上げられたAグループ保険は各生命保険会社ともに販売をやめたため、当社も契約しておりません。これに替わり、平成9年より「総合福祉団体定期保険」に契約を締結し、弔慰金協定の「特別弔慰金」および本人死亡時の「供花料」相当額、即ち金額がご遺族に渡るもののみ付保しております。

(揭示期間：2月8日～2月15日)

愛知労働問題研究所が贈る

激動する愛知の統計 2001年版

労働と生活

多くの組合・団体、個人の協力でまとめあげたものです。

情勢学習・情勢分析、春闘方針・運動方針の立案、学校教育にも役立つものです。

：内容の特徴：

第一編・経済編 愛知県経済の推移、農業の衰退、愛知の独占企業と経営戦略、中小企業の実態など

第二編・労働編 愛知の雇用・失業、労働時間、賃金などの統計満載

第三編・生活編 社会保障の立ち遅れ、勤労者の収入減による生活の質の低下、県民の心身の健康度の実態、高校生の現状、など多彩

第四編・運動編 資本の労働者への全人格的攻撃とたたかう労働運動・争議、民主運動・万博署名などデータ満載

頒価：1500円（送料実費） 会員頒価1200円・送料当方負担

申し込み：電話/FAX 052-883-6978 eメール：ali@japan-net.ne.jp

東海地方の主な経済指標 (12・1・2月) カッコ内の数字は前月・年比、%、ポイント

	(12月)	(1月)	(2月)
トヨタ生産計画 (日当たり、当社調べ) (△はマイナス)	12月=13,684台 (4.4) 1月=13,895台 (3.1) 2月=14,524台 (5.9) 1月-12月累計=3,424,721台	1月=13,737台 (1.9) 2月=14,286台 (4.2) 3月=14,400台 (1.7) 1-3月累計=885,000台 (△0.6)	2月=14,333 (4.5) 3月=14,444 (2.0) 4月=12,974 (△4.8) 1-4月累計=1,140,000台
百貨店販売 (名古屋市内 5店当社調べ)	11月 38,123百万円 (8.8) *4Mは前年同月比5.5%減	12月 56,862百万円 (4.4) 1-12月=444,471百万円 (5.7)	1月 38,139百万円 (10.9) *4Mは前年同月比5.4%減
工作機械受注高 (中部9社通産局調べ)	10月 31,727百万円 (34.4) *7カ月連続プラス	11月 30,666百万円 (38.1)	12月 28,711百万円 (28.7)
新設住宅着工件数 (東海4県建設省調べ)	10月 13,123件 (2.1) *9カ月ぶりにプラス	11月 13,265件 (15.6) *2ヶ月連続プラス	12月 12,993件 (6.1) *3ヶ月連続プラス
ホテル稼働率 (名古屋市内 15ホテル平均、当社調べ)	10月 82.0% (△0.2)	11月 82.6% (1.3)	12月 69.3% (1.2)
鉱工業生産指数 通産局管内5県・95年100	10月 114.1 (前月比 5.5)	11月 113.1 (前月比△1.2)	12月 115.2 (前月比1.9)
倒産件数 東海3県・帝国データバンク 調べ・負債千万円以上	11月 128件 (+27件) 負債総額 43,186百万円 (2.2 倍)件数・総額11月として最高	12月 125件 (+12件) 負債総額120,529百万円 (5.5倍)	1月 104件 (-3件) 負債総額24,216百万円 (14.6)
有効求人倍率 (愛知県)	10月 0.84 (前月比0.02)	11月 0.86 (前月比0.02)	12月 0.87 (前月比0.03)
貿易 (名古屋税関管内)	10月 輸出 9,338億円 (2.6) 輸入 4,331億円 (26.9)	11月 輸出 9,253億円 (9.8) 輸入 4,191億円 (11.8)	12月 輸出10,214億円 (15.9) 輸入 4,357億円 (18.1)
電力需要実績 (中部電力)	10月 9,930百万KWH (△2.0)	11月 9,560百万KWH (3.4)	12月 9,727百万KWH (2.1)
貸出約定金利 (日銀名古屋支店管内・地元 10行平均)	10月 短期 1.624% (0.033) 長期 2.085% (0.143)	11月 前月比 短期 1.648% (0.024) 長期 2.005% (△0.080)	12月 短期 1.827% (0.179) 長期 1.992% (△0.013)

倒産件数1-12月=1,451件 (+169件)負債総額552,727百万円 (65.7)件数・総額とも最悪
工作機械1-12月=326,567百万円 (16.1)3年ぶりに増加 新設住宅1-12月=147,936件 (0.5)2年ぶりに増加
貿易1-12月輸出110,170億円 (5.5)輸入47,705億円 (12.5)

《「中部経済新聞」より》

*約定金利は新規ベース △はマイナス

研究 所 便 り



☆2001年1月15日以降の主な活動日誌

〈1月〉17日国教・争議団・自由法曹団旗開き 20日日立争議勝利報告会
21日第10回大企業ネット、自動車産業職場政策研究会 銀産労春闘学習会 26日愛知
革新懇新春の集い 27日第15回所員会議、第6回理事会、懇親会、第19回権利部会
〈2月〉21世紀・名古屋市の課題を考える、調査研究発表会13:30～産貿 5日団体生命
保険判決 9日松井過労死裁判支援する会結成総会 19日IT研究プロジェクト打ち合
わせ 日本労働運動を読む会、24日第16回所員会議 25日トヨタシンポ

☆今後の主な予定

〈3月〉18日自動車産業職場政策研究会 19日日本労働運動を読む会 25日第17回所
員会議 IT研究プロジェクト 27日愛労連民間部会 31日労働者の権利部会
〈4月〉18日栄総行動 28日第18回所員会議予定
〈5月〉1日愛知県中央メーデ 12日第7回理事会

☆お詫びと訂正

研究所の封筒のEメールアドレスが間違っていて印刷されていました。

net.or.jp は誤りで net.ne.jpでした。ご迷惑をかけたこととお詫びいたします。

☆要望にこたえて、返信用ハガキを再開しました。所報についてのご意見や、お便り
に活用してください。

☆春期特別号で「トヨタシンポ」大木一訓報告をお届けします。

シンポにあわせて作成した「データ・トヨタ・2001」は、まだ若干部数があります。
希望者に頒布します。(¥300)

☆労働者の権利部会・第21回研究会のお知らせ

シリーズ「労働者保護法制と規制緩和、現状と課題」を考える

第1回・労働契約法制と規制緩和、とくに「企業分割法と労働契約承継法」
を開催します。みなさまの参加をお待ちしています。

とき : 3月31日(土) 13:30～17:00 助言者: 愛知大・宮崎先生

ところ: 労働会館本館・第4会議室 : 弁護士・中谷先生

* 「所報」第88号(隔月刊)/発行日2001年3月15日

* 発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所(略称: 労問研)

* 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館304号

* TEL/FAX (052) 883-6978 Eメール ali@japan-net.ne.jp

* ホームページ <http://www.airoren.gr.jp/kan-roumonken/>

* 所報定価(1部)200円+送料90円 (1年)1200円+送料540円

* 研究所会費(年)個人6000円 団体1口・12000円 *会員の購読料は会費に含む

* 送金先 郵便振替0086-6-80604/東海銀行金山支店・普通口座 1368019

* お願い: 会費の納入についてご協力下さい

